

証券コード 2694
2025年 6 月 5 日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株主各位

名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社焼肉坂井ホールディングス
代表取締役社長 高 橋 仁 志

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ys-holdings.co.jp/ir-stock-meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に

「焼肉坂井ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2694」を入力
・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある
「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月24日(火曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月25日(水曜日) 午前10時(開場 午前9時30分) |
| 2. 場 所 | 名古屋市西区花の木二丁目18番23号
名古屋市西文化小劇場(名古屋市西図書館地下3階)
(昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第66期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、
計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条に基づき記載していない連結注記表及び個別注記表につきましては、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

~~~~~

本株主総会に係る招集ご通知につきましては、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

なお、次回以降の当社から株主の皆様にお送りする招集ご通知につきましては、その内容が決まり次第、適切な方法にて株主様へご案内差し上げる予定です。

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化による人流の増加やインバウンド需要、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移いたしましたが、一方で、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化等に伴う世界的な原材料価格及びエネルギー価格の高騰や、円安による物価の高騰の継続、アメリカの政策動向による影響等、依然として先行きの極めて不透明な状況が続いております。外食業界におきましても、訪日外国人の増加によるインバウンド需要等を受けて外食需要は堅調に推移しているものの、米をはじめとする原材料価格、物流費、人件費及び水光熱費等の様々なコストの高騰により、依然として極めて厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでも、主力事業である焼肉事業や、日常食・ファーストフード事業をはじめとする他の各事業において、人流の増加やインバウンド需要に加えて、特に居酒屋業態において首都圏を中心として12月の宴会需要と3月の歓送迎会の需要が増加したことや、日常食・ファーストフード事業において「おむらいす亭」と「あげてんや」を合わせて7店舗の出店を行ったこと等もあり、売上は堅調に推移いたしました。一方で、人件費や原材料価格、水光熱費等のコストの更なる高騰が、複数社及び複数産地からの購買や調達先・原産地の変更、商品変更等の施策による対応可能な範囲を超えて利益に大きな影響を与えていることを踏まえ、焼肉事業及び日常食・ファーストフード事業の各業態と居酒屋業態において、昨年10月から昨年12月にかけて商品価格の見直しを含むメニューの改定を実施いたしました。

また、新規出店の取り組みといたしまして、主力事業である焼肉事業に次ぐ第2の柱とすべく、日常食・ファーストフード事業においてオムライス専門店「おむらいす亭」の積極展開を従来より進めておりますが、今年2月に沖縄県内で2店舗目となる「イオン南風原店」を出店したことも含め、先ほど触れましたように当連結会計年度では「おむらいす亭」と「あげてんや」を合わせて7店舗の出店を行いました。今後も、主力事業への集中的な投資を行いながらも成長業態への投資を行い、収益力の拡大、強化を図ってまいります。

今後も当社グループといたしましては、郊外型焼肉事業を中心に、日常食・ファーストフードなど多業態を運営する強みを活かしつつ、より安心・安全な商品提供を心掛け、お客様にご満足いただける店舗づくりに努め、安定的な発展と業績回復に取り組んでいく所存です。

当連結会計年度における当社グループの直営店舗数は、契約期間満了、不採算店の整理に伴い9店舗を閉店した一方で、9店舗の新規出店と連結子会社による5店舗の譲受を実施し、290店舗となりました。なお、FC158店舗を加えた総店舗数は計448店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高235億33百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益4億68百万円（前年同期比11.5%減）、経常利益4億28百万円（前年同期比29.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、減損損失3億44百万円、事業撤退損6億93百万円、法人税等調整額△97百万円の計上等により、6億13百万円（前年同期比は親会社株主に帰属する当期純利益2億35百万円）となりました。

なお、当社グループは「外食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は5億93百万円で、その主たるものは新規出店、業態転換及び既存店改装費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より既存借入金の借換を含め、長期借入金34億32百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社である株式会社丸七は2024年3月31日付で、神奈川県内で回転寿司店を運営するエコー商事株式会社から、ジャンボおしどり寿司5店舗の事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

イ. 他の会社の株式の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

ロ. 他の会社の新株予約権の取得の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第63期 (2022年3月期)	第64期 (2023年3月期)	第65期 (2024年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	18,301,626	23,055,148	22,817,036	23,533,041
経 常 利 益 (千円)	999,453	480,682	606,319	428,924
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	460,854	277,808	235,772	△613,818
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	1.96	1.18	1.00	△2.61
総 資 産 (千円)	16,273,879	15,518,172	16,066,881	16,610,756
純 資 産 (千円)	7,216,854	7,328,740	7,460,768	6,752,009
1株当たり純資産額 (円)	30.56	31.19	31.72	28.67

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）で、同社は当社の株式118,560千株（議決権比率50.37%）を保有いたしております。

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・食材仕入、運賃、店舗施工代にかかる価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
- ・事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。
- ・財務アドバイザー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。
- ・資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社との取引に関して、上記の事項を勘案して取引条件等を決定しており、当社取締役会等が当社の社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っているため、意思決定手続の正当性については問題はなく、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ハ、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社敦煌	5百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社タケモトフーズ	10百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社壁の穴	10百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社丸七	0.5百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社DBT	1百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社ふらんす亭	9.5百万円	45%	飲食店舗運営事業
株式会社ジー・アクアパートナーズ	27.2百万円	94.7%	飲食店舗運営事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、雇用環境の改善や賃金上昇の継続、インバウンド需要を背景として、国内の経済活動は引き続き堅調に推移することが予想されます。一方で、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化等に伴う世界的な原材料価格及びエネルギー価格の高騰や、円安による物価の高騰の継続、アメリカの政策動向による影響等により、外食業界を取り巻く経営環境は、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。このような環境の中、特に以下の課題に取り組んでいくことで、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

- ① 人材の確保や人材育成の強化を継続してまいります。特に、焼肉業態、寿司業態や、海鮮居酒屋業態における専門性の高い調理能力を有した人材の育成に注力をしていくとともに、店舗運営管理者の育成や次世代の経営者層育成の取り組みを継続してまいります。また、特定技能制度を活用し、諸外国の優秀な人材を確保すると共に、日本人同様に店舗管理責任者の育成に注力し、人材不足の解消に努めてまいります。この他、ES（従業員満足度）の向上、社内研修の実施による経営理念の浸透、併せて有給休暇取得の推進や、労働時間の見直しなどの各種施策を継続するとともに、店舗においては配膳ロボットやタッチパネル端末によるオーダーシステムを積極的に導入し、就労環境の改善を着実に進めることによって、優秀な人材の定着率の向上を図ってまいります。

- ② 店舗数拡大への取り組みといたしまして、国内はM&Aを活用し、既存業態のジャンルを増やししながら、展開エリア拡大を進めてまいります。また、海外への店舗数拡大につきましては、フランチャイズチェーン（FC）方式で中国に展開している「手のひら食パン うさぎの杜べかりー」や、アジア圏に展開している「平禄寿司」をアジア圏を中心にFC方式で出店を強化するほか、米国など新たなエリアにおいてもFC方式を活用し店舗数の拡大を図ってまいります。
- ③ 「QSC」（味、サービス、清潔・安全）の向上のため、それぞれの内容に合わせたマニュアル整備、研修、店舗巡回の強化をしていくだけでなく、常に顧客ニーズを的確に把握し、グランドメニューの定期的な変更や、季節に応じたフェアメニューのご提案を強化し、既存商品のブラッシュアップを進めてまいります。また、業態ごとのアプリの導入、配膳ロボットの導入や、タッチパネル端末によるオーダーシステムの導入の拡充、キャッシュレス化への取り組みなどを継続することで、生産性の向上を図ってまいります。
- ④ 原材料の調達におきましては、複数社からの購買、複数産地からの購買を積極的に行っております。また、価格高騰や供給不安等がある場合は、原産地の変更や商品変更、調達先変更を実施することにより、価格高騰、供給不安への対応を随時行っております。
- ⑤ 新規事業への取り組みとして、新規業態開発室を中心に、当社グループの既存事業の収益を維持しながらも、お客様の多様化するニーズや新たなライフスタイルに対応した、将来の新たな柱となり得る新規事業の開発にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

- ① 飲食店の経営及びフランチャイズチェーン店の加盟募集
- ② 関連商品の販売

(6) 主要な営業所及び店舗 (2025年3月31日現在)

本店 (名古屋本社) 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
東京支社 東京都中央区築地二丁目10番6号
仙台オフィス 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
山口オフィス 山口県山陽小野田市大字西高泊字烏帽子岩沖676番地9の1

直営店舗

(北海道内)	6店	(長野県内)	2店	(岡山県内)	9店
(青森県内)	1店	(石川県内)	3店	(広島県内)	10店
(岩手県内)	3店	(福井県内)	1店	(山口県内)	29店
(宮城県内)	29店	(富山県内)	5店	(香川県内)	9店
(福島県内)	1店	(岐阜県内)	4店	(愛媛県内)	4店
(茨城県内)	1店	(静岡県内)	12店	(福岡県内)	15店
(栃木県内)	1店	(愛知県内)	15店	(佐賀県内)	1店
(埼玉県内)	7店	(三重県内)	4店	(熊本県内)	3店
(千葉県内)	5店	(京都府内)	5店	(大分県内)	2店
(東京都内)	36店	(大阪府内)	22店	(鹿児島県内)	1店
(神奈川県内)	26店	(兵庫県内)	10店	(沖縄県内)	2店
(新潟県内)	3店	(島根県内)	3店		

計290店

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
679(1,544)名	87(△168)名	40.3歳	9.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に、1日8時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,235,428千円
株式会社みずほ銀行	980,853千円
株式会社関西みらい銀行	822,450千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 673,477,576株
- (2) 発行済株式の総数 239,866,162株（自己株式4,401,545株を含む）
- (3) 株主数 45,139名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ジー・コミュニケーション	118,560千株	50.35%
沼 田 昭 二	22,618千株	9.61%
焼肉坂井ホールディングス取引先持株会	2,544千株	1.08%
アリアケジャパン株式会社	2,224千株	0.94%
野村證券株式会社	1,122千株	0.48%
株式会社J・A・R・T	804千株	0.34%
江 川 春 延	600千株	0.25%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	596千株	0.25%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	479千株	0.20%
岡 田 甲 子 男	400千株	0.17%

（注） 持株比率は自己株式（4,401,545株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の種類及び数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 200千株	4 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注） 2024年7月19日の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による交付であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 本 英 雄	株式会社ふらんす亭取締役 株式会社OMHG代表取締役 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Director GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director DALLAS DINER PTE. LTD. Director
代表取締役社長	高 橋 仁 志	株式会社敦煌取締役 株式会社タケモトフーズ取締役 株式会社壁の穴代表取締役 株式会社丸七代表取締役 株式会社ジー・アクアパートナーズ取締役 株式会社DBT代表取締役 株式会社テンフォー代表取締役 株式会社コイサンズ代表取締役 エコー商事株式会社代表取締役
取 締 役	稲 吉 史 泰	第二営業本部長 株式会社祇園歩兵代表取締役
取 締 役	山 下 淳	管理本部長兼戦略支援本部長 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
取 締 役	畑 中 裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社エスプール社外監査役
取 締 役	星 谷 哲 男	日本冶金工業株式会社社外監査役 ホソカワミクロン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	間 宮 友 久	
監 査 役	佐 藤 加代子	
監 査 役	小 林 明 夫	株式会社極楽湯ホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役畑中裕氏及び取締役星谷哲男氏は社外取締役であります。
2. 監査役佐藤加代子氏及び監査役小林明夫氏は社外監査役であります。
3. 監査役小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役畑中裕氏、取締役星谷哲男氏及び監査役小林明夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 重要な兼職の異動の状況について

- ① 代表取締役会長杉本英雄氏は、2024年5月20日付でDALLAS DINER PTE. LTD.のDirectorに就任いたしました。
- ② 代表取締役社長高橋仁志氏は、2024年11月30日付でエコー商事株式会社の代表取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して生ずる損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）を、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社に属する役員、管理職従業員、並びに役員と共同被告になったか、他の従業員等から不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定め、2021年6月29日開催の取締役会において決定方針を一部改定しております。

その概要といたしまして、当社の取締役の報酬体系は、定額の基本報酬の他、会社業績の向上及び中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした業績連動報酬である賞与、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした譲渡制限付株式報酬により構成されることとし、取締役の個人別の報酬の決定に際しては、各取締役の職責の範囲及び業績評価を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、社外取締役の報酬については、その役割を考慮し基本報酬のみとしております。このうち、基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役職及び業績評価等を基に決定するものとしております。また、賞与は、該当する事業成果及び財務指標の達成度合等を基に、各取締役の職責の範囲及び業績への貢献度、競合他社の水準、従業員賞与の水準等を総合的に考慮して決定し、毎年一定の時期に支給するものとしており、譲渡制限付株式報酬は、割当日より20年間から30年間までの間で取締役会が定める期間の譲渡制限期間を設け、制度の目的、各取締役の職責の範囲及び業績への貢献度並びに当社の業績や経済状況を総合的に勘

案して決定するものとしております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬の割合がおおよそ81：8：11となるように支給するものとしておりますが、この割合は当社の業績等により変動する場合があります。

ロ、取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額20百万円と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役に對する使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記報酬限度額とは別枠として、社外取締役以外の取締役に對して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内とすることを、2018年6月27日開催の第59回定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額3百万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

ハ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲において、代表取締役会長杉本英雄及び代表取締役社長高橋仁志がその具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の配分額としております。なお、賞与については、当社の事業成果等を踏まえ取締役会決議により支給総額を決定した上で委任しており、譲渡制限付株式報酬については、取締役会が個人別の割当数を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役職や職責の範囲、業績等の評価を行うのは代表取締役が適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役2名及び社外取締役2名から構成され、かつ、社外取締役が委員長を務める報酬委員会と協議することを条件として、委任を決議しており、当該協議を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二．取締役及び監査役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	105,351 (8,520)	81,420 (8,520)	10,100 (—)	13,831 (—)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,550 (8,385)	14,550 (8,385)	—	—	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額（又は数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、2024年3月期連結会計年度、2025年3月期中間連結会計期間における業績（売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）であり、業績計画の進捗、競合他社の水準、従業員賞与の水準等も総合的に考慮して決定しております。また、当該指標を選定した理由は、数値目標として開示し、株主の皆様と共有している経営指標であるためであります。なお、指標とした2024年3月期連結会計年度における業績は、売上高228億17百万円、営業利益5億29百万円、経常利益6億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億35百万円であり、また、2025年3月期中間連結会計期間における業績は、売上高113億77百万円、営業利益1億85百万円、経常利益1億22百万円、親会社株主に帰属する中間純利益1億18百万円であります。

2. 非金銭報酬等として、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、以下のとおりです。

- ① 株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- ② 交付対象者数 取締役（社外取締役を除く。） 4名
- ③ 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と譲渡制限付株式報酬の交付対象である取締役（以下「対象取締役」といいます。）は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しておりますが、その概要は以下のとおりです。

・譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点をもって、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）のうち当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間の満了時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合には、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとします。

加えて、当社取締役会が正当と認める理由により、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2024年7月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるもの）とします。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

・当社による無償取得

本割当株式について譲渡制限が解除されないことが決定した時点で、当社は当該本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

・組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了より前に到来するときに限るものとし、以下「組織再編等承認時」といいます。）であつて、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部又は一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

- ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役畑中裕氏は、エムアンドシーコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。同社と当社との間には、当社役職員の研修等に関する取引があります。しかし、同社と当社との取引実績は、当社の連結売上高の0.01%に満たないものであることから、当社の意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役畑中裕氏は、株式会社エスプールの社外監査役を兼務しております。同社と当社との間には、人材採用の受付代行に関する業務委託契約等の取引関係があります。
 - ・取締役星谷哲男氏は、日本冶金工業株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役星谷哲男氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役小林明夫氏は、株式会社極楽湯ホールディングスの社外監査役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（29回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 畑 中 裕	29回	100%	—	—
取締役 星 谷 哲 男	29回	100%	—	—
監査役 佐 藤 加代子	29回	100%	11回	91%
監査役 小 林 明 夫	29回	100%	11回	91%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見を活かすとともに、当社の論理に捉われない客観的視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

取締役星谷哲男氏は、金融業界での長年の経験と専門的な知見を活かすとともに、当社の論理に捉われない客観的視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役佐藤加代子氏は、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役小林明夫氏は、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役畑中裕氏は、特に経営企画及びマーケティング等に関する幅広い知識と、経営コンサルタントとして様々な企業をサポートしてきた豊富な経験を活かした取締役会等での発言を通じて、業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督及び助言等、適切な役割を果たしております。

取締役星谷哲男氏は、金融業界での長年の経験による豊富な知見に基づく取締役会等での発言を通じて、業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督及び助言等、適切な役割を果たしております。

二、親会社又はその子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

① 名称 なぎさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査人の監査計画における監査時間及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意思を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
 - ・当社の取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「コンプライアンス規程」を定めております。
 - ・コンプライアンス統括部署を総務部とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同部が中心となって役職員教育を行っております。監査役及び内部監査部は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会に報告しております。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
 - ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置しております。報告・通報を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
 - ・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間としております。
 - ・取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者の閲覧権限については、文書取扱規程により定めております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。
 - ・取締役、監査役及び各部門長が出席する経営会議を毎月1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理しております。

- ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行っております。
 - ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の検討を行っております。
- ④ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命することとしております。
 - ・監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- ⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役又は使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとしております。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしております。また、取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部との情報交換や当社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会の他、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障しております。
- ⑥ リスク管理体制の整備
- 当社及び当社グループ全社のリスク管理体制は以下のとおりであります。
- ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、細則・マニュアルの作成・配布等を行い、役員・社員に対して、定期的に研修を実施しております。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行っております。その他新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとしております。
 - ・内部監査部は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会・経営会議に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
 - ・大規模な事故・災害等当社及び当社グループ全社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、管理本部長を委員長とし、管理本部長が任命する人員を構成員とする緊急対策委員会を設置し、危機管理体制を構築することとしております。
 - ・リスク管理・事故等の当社及び当社グループ全社の経営に重大な影響を与

える緊急事態に関して、法令又は取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うこととしております。

- ・反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

- ⑦ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- ・当社子会社の取締役は、当社の取締役を兼務しており、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築並びにリスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うとともに、当社の取締役会、経営会議において、子会社の重要な職務執行についての報告を行い、業務の適正及び効率を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部がモニタリングし、改善を進めております。

- ② コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、行動規範の策定等により、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社グループは内部通報制度運用規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

- ③ リスク管理体制

当社は、取締役及び監査役並びに各部門長を含む経営会議を毎月開催し、各部門及び各子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

- ④ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部監査部との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行

の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付け、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき50銭とさせていただきます。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社及び当社グループの成長発展のためにより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,432,902	流 動 負 債	4,405,845
現 金 及 び 預 金	4,936,257	買 掛 金	870,310
売 掛 金	632,898	短 期 借 入 金	300,000
商 品 及 び 製 品	30,116	1年内返済予定の長期借入金	1,579,159
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	294,264	リ ー ス 債 務	21,959
そ の 他	549,809	未 払 法 人 税 等	132,567
貸 倒 引 当 金	△10,444	未 払 消 費 税 等	219,562
		賞 与 引 当 金	47,801
		店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	13,123
固 定 資 産	10,177,854	資 産 除 去 債 務	20,892
有 形 固 定 資 産	6,254,274	そ の 他	1,200,469
建 物 及 び 構 築 物	2,347,442	固 定 負 債	5,452,901
土 地	3,638,866	長 期 借 入 金	4,186,259
そ の 他	267,965	リ ー ス 債 務	23,350
		繰 延 税 金 負 債	2,195
無 形 固 定 資 産	379,983	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,480
の れ ん	260,291	資 産 除 去 債 務	856,603
そ の 他	119,692	そ の 他	375,011
		負 債 合 計	9,858,747
投 資 そ の 他 の 資 産	3,543,596	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	80,554	株 主 資 本	6,749,458
長 期 貸 付 金	498,862	資 本 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	784,114	資 本 剰 余 金	6,765,703
敷 金 及 び 保 証 金	2,145,609	利 益 剰 余 金	507,755
そ の 他	457,022	自 己 株 式	△624,001
貸 倒 引 当 金	△422,568	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,031
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,031
		非 支 配 株 主 持 分	1,519
		純 資 産 合 計	6,752,009
資 産 合 計	16,610,756	負 債 純 資 産 合 計	16,610,756

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,533,041
売上原価	7,861,923
売上総利益	15,671,118
販売費及び一般管理費	15,202,469
営業利益	468,648
営業外収益	89,409
受取利息及び配当金	9,975
持分法による投資利益	2,327
業務受託料	31,616
受取保険金	17,778
その他	27,710
営業外費用	129,134
支払利息	62,328
支払手数料	55,900
貸倒引当金繰入	△1,548
その他	12,454
経常利益	428,924
特別利益	89,314
固定資産売却益	81,604
負債のれん発生益	7,709
特別損失	1,068,880
固定資産除却損	1,711
店舗閉鎖損	6,296
店舗閉鎖損失引当金繰入	12,392
減損	344,622
事業撤退損	693,742
災害による損失	10,113
税金等調整前当期純損失	△550,641
法人税、住民税及び事業税	159,059
法人税等調整額	△97,401
法人税等合計	61,657
当期純損失	△612,299
非支配株主に帰属する当期純利益	1,519
親会社株主に帰属する当期純損失	△613,818

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	6,783,527	1,239,171	△662,402	7,460,296
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△117,596		△117,596
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失（△）			△613,818		△613,818
自 己 株 式 の 取 得				△18	△18
自 己 株 式 の 処 分		△17,824		38,420	20,596
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△17,824	△731,415	38,401	△710,837
当 期 末 残 高	100,000	6,765,703	507,755	△624,001	6,749,458

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	471	471	-	7,460,768
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△117,596
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失（△）				△613,818
自 己 株 式 の 取 得				△18
自 己 株 式 の 処 分				20,596
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	559	559	1,519	2,079
当 期 変 動 額 合 計	559	559	1,519	△708,758
当 期 末 残 高	1,031	1,031	1,519	6,752,009

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,621,278	流 動 負 債	3,727,124
現金及び預金	3,786,660	買掛金	684,512
売掛金	512,782	短期借入金	300,000
未収入金	445,864	1年内返済予定の長期借入金	1,415,259
売上預け金	125,978	リース負債	21,959
商品及び製品	29,581	未払金	347,947
原材料及び貯蔵品	228,735	未払費用	496,241
短期貸付金	4,988	未払法人税等	105,767
関係会社短期貸付金	295,785	未払消費税等	166,763
前払費用	173,148	前受金	97,496
その他の金	25,182	預り金	15,171
貸倒引当金	△7,428	賞与引当金	42,732
固 定 資 産	9,559,538	店舗閉鎖損失引当金	11,464
有 形 固 定 資 産	5,935,384	資産除去債務	8,172
建物	1,961,651	その他	13,637
構築物	138,054	固 定 負 債	5,201,286
機械及び装置	15,840	長期借入金	3,479,655
車両運搬具	416	リース債務	23,350
工具、器具及び備品	172,000	預り敷金及び保証金	336,300
リース資産	0	退職給付引当金	9,480
土地	3,627,182	関係会社損失引当金	699,303
建設仮勘定	20,240	資産除去債務	650,518
無 形 固 定 資 産	117,665	その他	2,677
借地権	58,162		
ソフトウェア	4,251		
その他の金	55,251		
投 資 そ の 他 の 資 産	3,506,488	負 債 合 計	8,928,411
投資有価証券	25,417	純 資 産 の 部	
関係会社株	579,476	株 主 資 本	6,252,406
出資金	460	資本金	100,000
長期貸付金	496,497	資本剰余金	6,789,884
関係会社長期貸付金	69,464	資本準備金	100,000
破産更生債権等	294,446	その他資本剰余金	6,689,884
長期前払費用	20,009	利 益 剰 余 金	△13,477
繰延税金資産	713,578	利益準備金	78,085
敷金及び保証金	1,594,824	その他利益剰余金	△91,562
その他の金	134,020	繰越利益剰余金	△91,562
貸倒引当金	△421,706	自 己 株 式	△624,001
		純 資 産 合 計	6,252,406
資 産 合 計	15,180,817	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,180,817

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,215,626
売上原価	6,131,643
売上総利益	12,083,983
販売費及び一般管理費	11,745,179
営業利益	338,803
営業外収益	100,013
受取利息及び配当金	17,069
業務受託料	50,108
受取保険金	16,305
その他	16,529
営業外費用	114,154
支払利息	53,240
支払手数料	55,900
貸倒引当金繰入額	△1,548
その他	6,562
経常利益	324,663
特別利益	81,604
固定資産売却益	81,604
特別損失	1,043,054
固定資産除却損	630
店舗閉鎖損失	6,223
店舗閉鎖損失引当金繰入額	11,057
関係会社損失引当金繰入額	81,701
減損	239,584
事業撤退	693,742
災害による損失	10,113
税引前当期純損失	△636,786
法人税、住民税及び事業税	109,089
法人税等調整額	△95,977
法人税等合計	13,112
当期純損失	△649,899

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	100,000	100,000	6,707,708	6,807,708	78,085
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					
当期純損失（△）					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△17,824	△17,824	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	-	△17,824	△17,824	-
当 期 末 残 高	100,000	100,000	6,689,884	6,789,884	78,085

	株 主 資 本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	675,934	754,019	△662,402	6,999,325	6,999,325
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	△117,596	△117,596		△117,596	△117,596
当期純損失（△）	△649,899	△649,899		△649,899	△649,899
自 己 株 式 の 取 得			△18	△18	△18
自 己 株 式 の 処 分			38,420	20,596	20,596
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△767,496	△767,496	38,401	△746,918	△746,918
当 期 末 残 高	△91,562	△13,477	△624,001	6,252,406	6,252,406

（注） 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社焼肉坂井ホールディングス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	山根 武夫
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	真鍋 慎一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社焼肉坂井ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社焼肉坂井ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社焼肉坂井ホールディングス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	山根武夫
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	真鍋慎一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社焼肉坂井ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまし

た。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社焼肉坂井ホールディングス 監査役会

常勤監査役 間 宮 友 久 印

社外監査役 佐 藤 加代子 印

社外監査役 小 林 明 夫 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	すぎもと ひでお 杉 本 英 雄 (1962年4月19日生)	1985年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現 株式会社インタープライズ・コンサルティ ング）入社 1989年4月 株式会社ベンチャー・リンク（現 株式 会社C&I Holdings）入社 1995年8月 同社取締役 1996年8月 同社常務取締役 2004年6月 同社取締役常務執行役 2004年7月 株式会社ジー・コミュニケーション取締 役社長 2006年6月 同社代表取締役社長 2007年5月 株式会社焼肉屋さかい（現 当社）顧問 2007年6月 同社代表取締役会長 2008年2月 株式会社ジー・エデュケーション（現 自分 未来きょういく株式会社）代表取締役社長 2008年4月 株式会社ジー・フード（現 セントラル ホールディングス株式会社）代表取締役社長 2009年6月 株式会社ジー・コミュニケーション代表 取締役社長 2009年6月 株式会社焼肉屋さかい（現 当社）取締役 2011年3月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役 2011年3月 株式会社さかい（現 当社）代表取締役社長 2012年4月 株式会社ジー・コミュニケーション代表 取締役社長 2012年6月 当社取締役 2013年2月 株式会社クックイノベンチャー（現 株式会 社ジー・コミュニケーション）代表取締役 2013年4月 株式会社さかい（現 当社）取締役 2013年8月 当社代表取締役社長 2014年12月 GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director （現任） 2015年8月 SINGAPORE G.FOOD PTE. LTD.（現 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.）Director 2018年4月 当社代表取締役会長（現任） 2019年5月 株式会社ふらんす亭取締役（現任） 2024年2月 株式会社OMHG代表取締役（現任） 2024年5月 DALLAS DINER PTE. LTD. Director（現任）	378,744株
（取締役候補者とした理由） 杉本英雄氏は、当社グループにおいて長年経営を担っており、グループ経営における豊富な経験 と実績を有しており、2013年8月からは代表取締役として当社及び当社グループを牽引しておりま す。これらの経験と実績ならびにリーダーシップを踏まえ、今後も業務執行を行う適切な人材と判 断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	たか はし ひと し 高 橋 仁 志 (1968年2月22日生)	1990年4月 株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）入行 1994年3月 株式会社ハーシーズ（現 株式会社コイサンズ）設立、代表取締役 2006年3月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役 2006年3月 常楽酒造株式会社代表取締役 2006年10月 株式会社ジー・コミュニケーション常務取締役 2006年11月 株式会社モンタボー（現 株式会社ミツウロコプロビジョンズ）代表取締役 2007年8月 株式会社スイートスタイル（現 株式会社ミツウロコプロビジョンズ）代表取締役 2008年10月 株式会社コイサンズ設立、代表取締役（現任） 2009年6月 イノキ・ゲノム・フェデレーション株式会社（現 株式会社アシスト）代表取締役 2018年5月 株式会社銀座仁志川設立、代表取締役 2018年10月 株式会社テンフォー代表取締役（現任） 2022年8月 株式会社猪木元氣工場設立、代表取締役 2023年6月 当社代表取締役社長（現任） 2023年7月 株式会社敦煌取締役（現任） 2023年7月 株式会社タケモトフーズ取締役（現任） 2023年7月 株式会社壁の穴代表取締役（現任） 2023年7月 株式会社丸七代表取締役（現任） 2023年7月 株式会社ジー・アクアパートナーズ取締役（現任） 2023年7月 株式会社DBT代表取締役（現任） 2024年11月 エコー商事株式会社代表取締役（現任）	107,443株
（取締役候補者とした理由） 高橋仁志氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、当社グループの役員としての経験、実績も有しております。これらの当社グループ内外での経験と実績、見識を踏まえ、持続的な発展・企業価値向上を目指し、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	いな よし ふみ やす 稲 吉 史 泰 (1972年4月27日生)	1996年4月 蒲郡信用金庫入庫 1999年6月 株式会社がんばる学園（現 株式会社ジ ー・コミュニケーション）入社 1999年12月 株式会社ウェルコム代表取締役 2003年8月 株式会社ジーコム九州代表取締役 2005年6月 株式会社ジー・コミュニケーション社長室長 2005年8月 当社入社 2005年9月 当社代表取締役社長 2012年9月 当社代表取締役社長 平禄事業本部長 2013年2月 株式会社クックイノベーション（現 株式 会社ジー・コミュニケーション）取締役 2013年8月 株式会社クック・オペレーション（現 当社）代表取締役 2013年8月 当社代表取締役副社長 東日本カンパニ ー統括 2017年8月 株式会社祇園歩兵代表取締役（現任） 2018年4月 当社取締役 北日本営業本部長 2018年9月 株式会社壁の穴取締役 2021年4月 当社取締役 第二営業本部長（現任）	203,800株
（取締役候補者とした理由） 稲吉史泰氏は、当社グループにおける様々な業務経験を通じた豊富な経験と実績を有するとともに、長年の業務経験を通じて当社グループの事業に精通しております。これらの当社グループにおける経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	やま した あつし 山 下 淳 (1977年11月8日生)	2002年1月 株式会社ジー・コミュニケーション入社 2003年3月 株式会社ジー・エデュケーション（現 自分未来きょういく株式会社）転籍 2005年12月 株式会社ジー・コミュニケーション内部監査室長 2006年9月 同社管理本部総務部長 2008年12月 同社総務本部総務部長 2010年6月 株式会社さかい（現 当社）取締役 2011年4月 同社取締役管理本部総務人事部長 2011年6月 同社取締役管理本部長 2013年4月 同社代表取締役社長 2013年8月 当社管理副本部長 2017年11月 当社戦略支援本部長兼管理副本部長 2019年9月 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director 2020年6月 当社取締役 管理本部長兼戦略支援本部長（現任）	150,691株
（取締役候補者とした理由） 山下淳氏は、当社グループにおいて主として管理部門を指揮し、総務・法務・人事労務分野の豊富な経験と知識を有するとともに、長年の業務経験を通じて当社グループの事業に精通しております。これらの経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	はた なか ひろし 畑 中 裕 (1960年1月17日生)	1984年4月 赤井電機株式会社入社 1987年3月 リビングストンコミュニケーション入社 1989年5月 エムアンドシーコンサルティング設立 1991年4月 エムアンドシーコンサルティング株式会 社設立、代表取締役（現任） 2003年9月 株式会社エスプール社外監査役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）	一株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見が豊富であり、当社の経営を監督していただくことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

なお、畑中裕氏には、経営コンサルタントとして様々な企業をサポートしてきた豊富な経験を活かし、当社の業務執行及び経営課題への取組み等に関して引き続き監督・助言等をしていただくことを期待しております。

6	ほし や てつ お 星 谷 哲 男 (1959年8月16日生)	1983年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）に統合・再編 2006年9月 Citibank N.A.東京支店入行、ダイレクター 2008年3月 Citibank Japan Ltd.ダイレクター大阪支店長 2009年3月 同行公共法人事務部長兼務 2011年6月 ING Bank N.V.東京支店入行、ダイレクター営業本部長 2013年10月 同行マネージングダイレクター、在日代表、営業本部長兼務 2019年4月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 デビュティ・チーフ・セレモニーオフィサー 2021年4月 同委員会 アドバイザー（セレモニー） 2021年6月 日本冶金工業株式会社社外監査役（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2023年12月 ホソカワミクロン株式会社社外取締役（現任）	一株
---	---------------------------------------	--	----

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

星谷哲男氏は、金融業界での長年の経験に加え、外国法人の在日代表を務める等、金融の分野をはじめとする豊富な知見と幅広いネットワークを有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に資するところが大きいと判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。

なお、星谷哲男氏には、金融業界での長年の経験による専門的な知見を通じて、当社の業務執行及び経営課題への取組み等に関して引き続き監督・助言等をしていただくことを期待しております。

（注）1. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。

- ① 畑中裕氏及び星谷哲男氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は、畑中裕氏及び星谷哲男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ② 畑中裕氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって9年となります。
- ③ 星谷哲男氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって4年となります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して生ずる損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 杉本英雄氏の「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社であった株式会社クックイノベーション（現 株式会社ジー・コミュニケーション）において過去10年間に業務執行者であったときの地位及び担当を含めて記載しております。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。なお、各取締役候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持ち分を含めております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	ま みや とも ひさ 間 宮 友 久 (1964年4月22日生)	1988年4月 株式会社宇佐美入社 1990年2月 岐阜ハーネス株式会社入社 1994年4月 株式会社高島屋前岐薬入社 1995年6月 株式会社J・ART入社 1997年5月 株式会社さかい(現 当社)入社 2008年1月 ビー・サプライ株式会社転籍 業務部長 2008年3月 株式会社さかい(現 当社)転籍 2008年3月 同社一時監査役職務代行者(仮監査役) 2008年6月 同社監査役 2013年6月 当社常勤監査役(現任)	18,008株
(監査役候補者とした理由) 間宮友久氏は、当社グループにおける業務経験及び監査役としての経験を通じて、当社グループの事業に精通しているとともに、監査に関しても相当程度の知見を有しております。これらの豊富な経験と知見を踏まえ、適切な監査機能を果たしていただくため、引き続き監査役候補者いたしました。			
2	さ とう かよこ 佐 藤 加代子 (1951年4月10日生)	1970年9月 日本電信電話公社入社 1978年1月 仁木島商事株式会社(現 株式会社日本アクセス)入社 株式会社エッチ・エヌ・エー・システム入社 1991年4月 株式会社サンウェイ入社 2005年4月 株式会社ダイニング企画(現 当社)監査役 2007年3月 株式会社グローバルアクト(現 当社)監査役 2007年6月 同社常勤監査役 2009年6月 当社監査役(現任) 2009年6月 株式会社さかい(現 当社)監査役 2009年6月 株式会社ジー・ネットワークス(現 当社)監査役 2011年6月 株式会社ジー・コミュニケーション監査役	17,011株
(社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると当社が判断した理由) 佐藤加代子氏は、当社の社外監査役を16年間務め、当社グループの事業に精通しているとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの豊富な経験と知見を踏まえ、適切な監査機能を果たしていただくため、引き続き社外監査役候補者いたしました。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	こ ばやし はる お 小 林 明 夫 (1956年1月3日生)	1979年4月 東京国税局入局 2007年7月 練馬東税務署 副署長（法人） 2009年7月 東京国税局 調査一部 特別国税調査官 2011年7月 東京国税局 調査一部 統括国税調査官 2012年7月 東京国税局 調査四部 統括国税調査官 2014年7月 東京国税局 調査三部 統括国税調査官 2015年7月 本所税務署 署長 2016年9月 税理士登録、小林明夫税理士事務所開業 （現任） 2017年6月 株式会社極楽湯ホールディングス社外監 査役（現任） 2018年6月 日本アセットマーケティング株式会社社 外取締役（監査等委員） 2021年6月 当社監査役（現任）	一株
（社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると当社が判断した理由） 小林明夫氏は、税理士としての専門的な知見・経験が豊富であり、その知見・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者となりました。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- （注）1. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- ① 佐藤加代子氏及び小林明夫氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 - ② 小林明夫氏が社外監査役に就任した場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - ③ 佐藤加代子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
 - ④ 小林明夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して生ずる損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。なお、各監査役候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持ち分を含めております。

【ご参考】議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

議案が承認可決された場合の取締役及び監査役の体制並びに各取締役・各監査役の主要な専門性と経験は下記のとおりです。

地 位	氏 名	主な専門性・経験						
		企業経営	営業 マーケティング	店舗開発 店舗設備	財務会計 ファイナンス	法務 ガバナンス リスク管理	人材開発 人事労務	M&A
代表取締役	杉 本 英 雄	○			○	○		○
代表取締役	高 橋 仁 志	○	○	○	○			
取 締 役	稲 吉 史 泰	○	○		○			○
取 締 役	山 下 淳	○			○	○	○	○
取 締 役 (社外・独立)	畑 中 裕	○		○			○	○
取 締 役 (社外・独立)	星 谷 哲 男	○			○	○		○
常勤監査役	間 宮 友 久		○		○	○		
監 査 役 (社外)	佐藤加代子				○		○	
監 査 役 (社外・独立)	小 林 明 夫			○	○	○		

(注) 上記の表は、各取締役・各監査役が有するすべての知見等を表すものではありません。

以 上

株主総会 会場ご案内図

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

会場 名古屋市西区花の木二丁目18番23号
名古屋市西文化小劇場(名古屋市西図書館地下3階)
電話 (052) 523-0080



■地下鉄 鶴舞線「浄心」駅下車、4番出口より南へ徒歩約5分

■市バス 名古屋駅バスターミナル7番のりば

・名駅12 如意車庫前行き「西区役所」下車、北へ徒歩約3分

駐車場(有料)は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。